

北海道障害者介護給付費等不服審査会における審査の着眼点

審査資料	「市町村審査会資料（一次・二次判定結果）」、「認定調査票（特記事項）」、「医師意見書」、市町村弁明書、審査請求人反論書、支給決定基準、概況調査票など		
審査請求内容	障害支援区分に係る処分	支給決定（支給量等）に係る処分	利用者負担に係る処分
審査の着眼点	① 事務手続きに明らかな瑕疵がないか（法令等に反する処分を行っていないか）。		
	<p>② 一次判定結果の確定がなされているか。（一次判定で活用した認定調査項目及び医師意見書の一部項目について、特記事項及び医師意見書の内容と矛盾（不整合）がないか。）</p> <p>【市町村審査会 一次判定結果確定の流れ】</p> <pre> graph TD A[認定調査結果、特記事項、医師意見書 の内容の矛盾（不整合）有無を確認] --> B{矛盾するか?} B -- しない --> C[一次判定結果の確定] B -- する --> D{一部修正 又は再調査} D -- 再調査 --> B D -- 一部修正 --> E[※一部修正が可能な場合 認定調査等では得られなかった状況が 特記事項や医師意見書によって新たに 明らかとなった場合] E --> C </pre> <p>③ 確定した一次判定結果を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案した上で、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合い」に相当するか。</p> <p>【一次判定結果の確定から二次判定までの流れ】</p> <pre> graph TD A[一次判定結果の確定] --> B[審査対象者の全体像の把握] B --> C[支援の必要度合いの検討 【検討材料 特記事項、医師意見書】] C --> D[一次判定結果の検証] D --> E{変更なし} D --> F{変更あり} E --> G[障害支援区分の判定（二次判定）] F --> G </pre>		<p>④ 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）やサービス利用に関する意向の具体的内容等を勘案しているか。</p> <p>⑤ 市町村の「支給決定基準」に基づき支給量、支給要否等が判断されているか。</p> <p>⑥ 「支給決定基準」と乖離する支給決定を行う場合に、審査会の意見を聴くなど、決定内容についての十分な検証を行っているか。</p> <p>⑦ 所得認定等において不備はないか。</p>

不服審査における裁決理由と道の考え方

1 全体

事務手続きに明らかな瑕疵がないか。(法令等に反する処分を行っていないか)。

道の考え方

ここでいう、明らかな瑕疵とは、認定調査を行わず認定処分を行った、サービスの利用意向調査を行わず支給決定した等の場合を想定している。

2 障害支援区分に係る処分

- (1) 一次判定結果の確定がなされているか(認定調査の結果、特記事項、医師意見書の内容の矛盾がないか)。

道の考え方

一次判定の確定の際には、認定調査票、特記事項、医師意見書等の間に矛盾がないかを検証し、矛盾があった場合はそれを解決しなければならない。

解決には再調査、再度医師意見書の提出を求めること等が考えられるが、矛盾があってはならないというわけではなく、一次判定の際にその理由が整理されていれば良い。

このため、できれば医師意見書は認定調査前に提出を受け、その内容を踏まえた上で調査することが望ましい。

- (2) 確定した一次判定結果を原案として、「特記事項」、「医師意見書」の内容を総合的に勘案した上で、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合い」に相当するか。

道の考え方

二次判定において、認定調査票等の矛盾のチェックのみで、一次判定において勘案されていない事項についての検証が行われていない例が見受けられる。

一次判定の結果を変更する場合には、区分省令に定める区分毎の条件(状態像)を参考に、一次判定の結果を変更する妥当性について、検証する必要がある。

一次判定の結果が「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」と確定した認定調査項目について、その認定調査項目に係る特記事項の具体的な記載内容から、「見守り等の支援が必要」又は「部分的な支援が必要」を選択する場合に必要とされる支援の度合いとは異なるものと判断される場合においては、一次判定の結果を変更することについて検討することは可能。

3 支給決定（支給量等）に係る処分

- (1) 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）やサービス利用に関する意向の具体的内容等を勘案しているか。

道の考え方

概況調査（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）が十分になされ、サービス利用に関する意向の具体的内容等についても十分に調査している必要がある。

サービス利用に関する意向調査については、制度説明（制度上受けられるサービス等）を十分に行った上で、実際に受けたいサービスの内容を確認する必要がある。

- (2) 市町村の「支給決定基準」に基づき支給量、支給要否等が判断されているか。

道の考え方

平成18年7月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡により、「市町村が介護給付費等の支給決定処分を公平かつ適正に行うためには、行政手続法第5条に規定する審査基準に該当するものとして、あらかじめ、支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」としており、不服審査会等においては、「基本的には市町村が策定した支給決定基準が公平かつ適正に適用されているかどうかを中心に審査を行う」ととされていることから、道不服審査会では、厚生労働省の考え方を踏まえた審査を行うこととしている。

- (3) 「支給決定基準」と乖離する支給決定を行う場合に、市町村審査会の意見を聴くなど、決定内容についての十分な検証を行っているか。

道の考え方

多くの市町村は「支給決定基準」において、基準を超えた決定をする場合に市町村審査会に諮るという規定を定めている。支給決定基準以内の決定をする場合であっても、利用者の意向と乖離する決定を行う場合には市町村審査会に諮るなどし、支給決定処分の公平性、客観性を図るための措置が必要と考える。

4 利用者負担に係る処分

- 所得認定等において不備はないか。

道の考え方

世帯として認定する範囲等が妥当であるかが判断のポイントとなる。

18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く。）の場合は、障害のある方とその配偶者、また障がい児（施設に入所する18、19歳を含む。）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となっている。

不服審査会における認定調査等に関する意見 (平成 19 年 5 月に全道の市町村に周知)

1 認定調査について

- 準備がない状態で認定調査を受けたため、伝えたい事項が伝えられていないとの訴えが多く、調査の目的、制度の概要について、あらかじめ十分伝えることが必要。
- 調査票には、障害によっては必要のないと感じる項目もあるが、制度の趣旨をあらかじめ説明し、理解を求めることも必要。
- 調査結果が実態と相違しているとの訴えが多く、調査票記入後、可能な限り記入内容を提示するなど、調査内容に対する信頼性の確保を図ることが必要。
- ~~○ 日内変動や季節変動等により、できたり、できなかつたりする項目については、頻回調査することが望ましい。~~

注)「障害支援区分」の施行(H26.4.1)により判断基準が見直され、「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

- 日常的に自助具、補装具等を使用している場合にあっては、その使用状況についても記載することが必要
- 判断に迷う場合については、可能な限り実際に行為をしてもらうこと。また、回数や頻度等の具体的な状況、判断根拠について「特記事項」に詳しく記入することが必要。
- 求めがあった場合にあっては、再度認定調査を行うなど、柔軟な対応をお願いしたい。

2 市町村審査会における審査判定について

- ~~○ 医師意見書における2軸評価についても、2次判定において勘案した上で判断してもらいたい。~~

注)「障害支援区分」の施行(H26.4.1)により、「精神症状・能力障害二軸評価」は、一次判定(コンピュータ判定)で活用される。

→この項目のみをもって一次判定の結果を変更することはできない。

※ 平成 19 年 5 月 14 日付 障福第 440 号 各市町村障害者保健福祉担当課長宛 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長名通知「障害者自立支援法に基づく審査請求の状況及び市町村支給決定の留意事項について」

改正行政不服審査法の概要

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法案の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直し



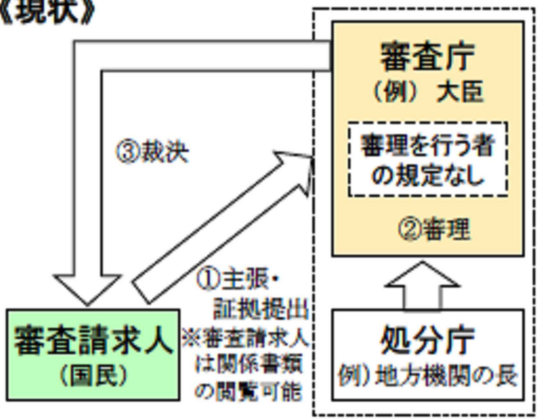
【主な改正点】

○ 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

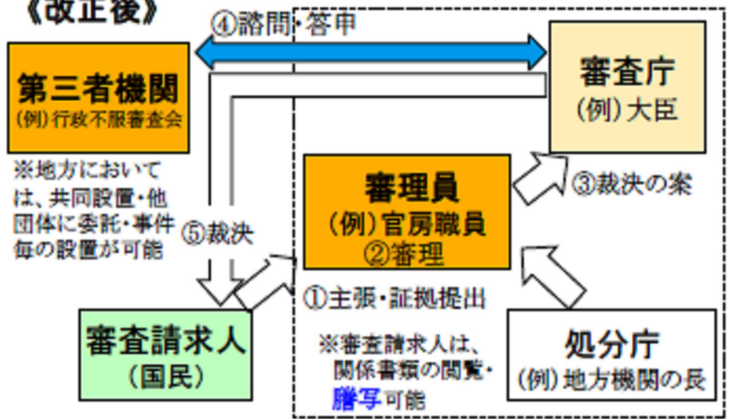
- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関審査庁の判断をチェック

➡ 障害支援区分、支給要否決定に係る処分についての審査請求は、障害者総合支援法で規定されているため、従来どおり条例で設置された審査会で審議される。

《現状》



《改正後》



○ 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上

○ 審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3ヶ月に延長（現行60日）

など

- ・ 不服申立前置（不節申立てを経なければ出訴できないとする定め）の見直し（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

➡ 障害者総合支援法においては現行どおり（法第105条）

【施行日】 平成28年4月1日